

2 児童福祉関係手当

つぎの要件に該当されるかたは、それぞれの手当が支給されます。

手当名	支給要件	支給月額	支給方法	申請に必要なもの
児童手当	中学校3年生(15歳到達後最初の年度末)までの国内に居住する児童を養育している方に支給します。所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方は特例給付になります。所得上限限度額以上の方は、令和4年6月分から支給対象外です。	児童1人につき 児童手当 3歳未満 15,000円 3歳～小学生 (第1子・2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 特例給付 5,000円 所得上限限度額以上の方は支給対象外	2月・6月・10月に各月の前月分までを受給者の口座に振込 (各月の10日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・申請者の健康保険証(共済組合加入者のみ) ・申請者及び配偶者のマイナンバーのわかるものと身元確認書類 ・その他関係書類等
岡崎市遺児手当	両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母の重度障がい者を含む)18歳以下(到達年度末	遺児1人につき 2,500円	奇数月に前月分までを受給者の口座に振込 (各月の10日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・戸籍謄本 ・その他必要書類は担当窓口で案内します。
愛知県遺児手当	まで)の児童を養育している方に支給し、所得制限があります(施設入所児童は除かれます)。 <small>H25.4から公的年金受給のかたは愛知県遺児手当は申請できません。</small>	遺児1人につき 支給開始～3年目 4,350円 4年目～5年目 2,175円	奇数月に前月分までを受給者の口座に振込 (各月の25日)	
児童扶養手当	両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母が重度障がい者を含む)18歳以下(到達年度末まで)または心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給し、所得制限があります(施設入所児童は除かれます)。 <small>H26.12から受けとる公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合には、その差額分の手当額を支給します(R3.3から制度改正により、障がい基礎年金を受給している場合、子の加算分と児童扶養手当額との差額分を受け取ることができます)。</small>	児童1人の場合 44,140円 (一部停止) 44,130～10,410円 加算 2人目 10,420円 (一部停止) 10,410～5,210円 3人目以降 6,250円 (一部停止) 6,240～3,130円	各月の前月分までを受給者の口座に振込 (各月の11日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・戸籍謄本 ・その他必要書類は担当窓口で案内します。

振込は通帳記入をして確認してください。



岡崎市役所子育て支援室
児童手当 (TEL 23-6628) 遺児・児童扶養手当 (TEL 23-6150) (FAX 23-7279)